

社会福祉法人黒木保育協会 役員等報酬（及び費用弁償）規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人黒木保育協会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 当法人の役員等には、役員報酬は支給しないものとする。

2 法人業務を行う場合には費用を弁償する。

（費用弁償）

第4条 役員等には理事会・評議員会への出席及び理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

費用弁償額・・・1回につき 3,000円とする。

※ただし、年度により理事会、及び評議員会開催の回数が多くなった場合等予算状況に応じては支給できない場合もある。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する